

SNS がきっかけに！ 悪質商法に気をつけろ！！

令和2年12月11日
生活文化局

1月～3月は

若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間

東京都は、若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、毎年1月～3月を「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間」とし、様々な啓発事業を実施します。

キャンペーン概要

期間：令和3年1月～3月

- キャンペーンキャラクター「ボク、カモかも…。」「オレ、サギだもん」「相談インコ」が登場するポスター・リーフレットを都内各所に掲出・配布
※関東甲信越ブロック（裏面参照）と共同実施
- 若者に多い悪質商法の手口を紹介し、被害防止を呼びかけるPR動画に **ゆきぽよさん** が登場！
SNS（Instagram, Twitter）やYouTubeで動画広告を実施

こちらから、動画を御覧いただけます。⇒



15秒動画



30秒動画



キャンペーン事業内容

- ◆ ポスターの掲示・リーフレットの配布（1月～）
都内高校・大学・短大・専門学校、ボウリング場、ネットカフェ等で掲示・配布します。
- ◆ 都内高校の2年生に消費者教育・啓発ノートを配布（1月～）
- ◆ 公募選考したラジオCMコピーをもとに、ラジオCM、映像作品を制作・公開（1月～）
- ◆ 四コマ漫画広告（Twitter、Instagram）（1月～）
- ◆ 交通広告の実施 ～ポスター掲示等～（3月）
- ◆ 特別相談「若者トラブル110番」（3月8日・9日）



※ 動画広告については、裏面にて詳細を記載しています。

※特別相談等、3月に実施する事業の詳細については別途お知らせします。

詳しくはこちらをご覧ください。



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/campaign/wakamono_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課：03-3235-1157（直通）
《特別相談》相談課：03-3235-9294（直通）

若者啓発用動画 < ゆきぽよの コレが悪質商法だ!! >

1 動画の内容

タレントの **ゆきぽよさん** が出演し、**悪質商法の被害防止**を呼びかけます！

『もうかる話』を信じてしまい、だまされたことに気づく ゆきぽよさん。
「ひとりで悩まず、まずは相談」と「☎188（消費者ホットライン）」を紹介します。

※「消費者ホットライン」188（局番なし）は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



※ 動画は、15秒版と30秒版の2種類です。（上記画像は、30秒版動画です。）

2 広報展開

- **インターネット**
 - ・HP「**東京くらしWEB**」
 - ・東京都公式動画チャンネル「**東京動画**」
- **SNS等を活用した動画広告**
 - ・**Instagram、YouTube、Twitter**にて動画広告／令和3年1月から3月まで
- **交通広告**
 - ・都営浅草線・新宿線・大江戸線「**チカッ都ビジョン**」
 - ・JR山手線「**まど上チャンネル**」
- **街頭ビジョン**
 - ・新宿駅西口広場「**大型デジタルサイネージ**」ほか／令和3年3月
- **自動車学校**
 - ・都内**14校**で動画放映／令和3年1月から3月まで

※関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン参加機関（1都9県6政令指定都市1団体）
東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市・国民生活センター